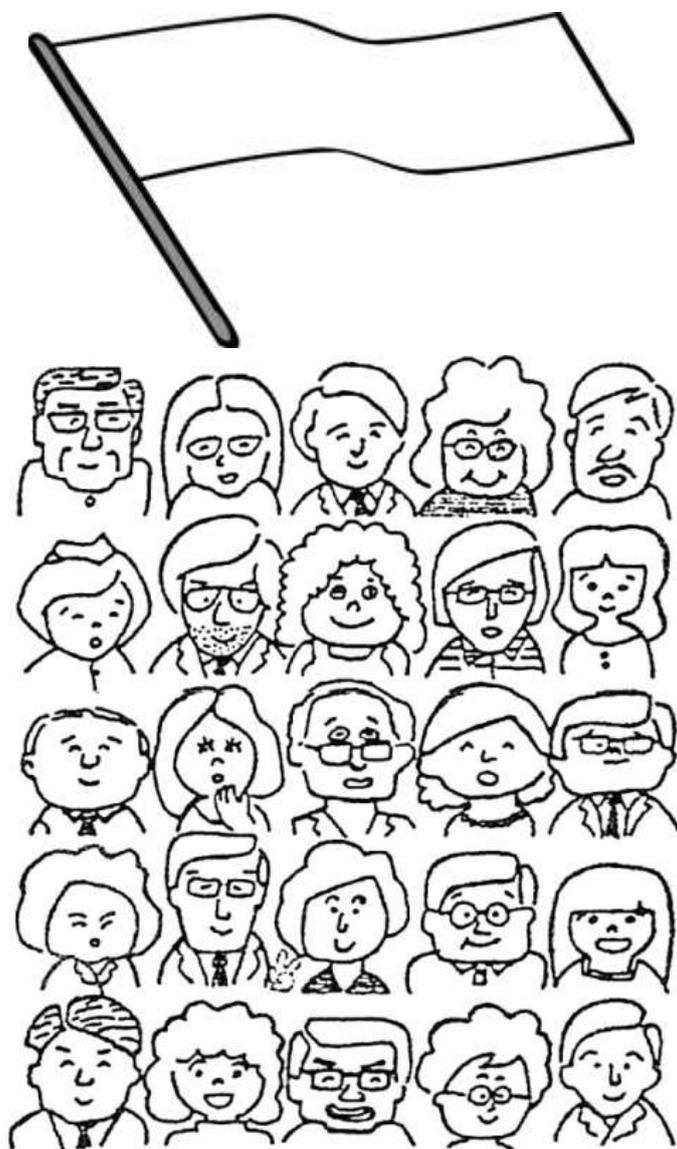


徳島大学教職員労働組合 組合規約



徳島大学教職員労働組合同規約

(前 文)

私たちは大学に働く教育研究労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化的小および政治的地位の向上を目指す。

私たちは研究・教育の自由の確保と医療の充実、教育の民主化に努力する。

私たちは組合を民主的に運営し、信義と友愛の精神で固く団結する。

第 1 章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は徳島大学教職員労働組合(略称「徳大労組」、以下「組合」)という。

(組合員)

第二条 組合は、徳島大学職員等、及びNPO 法人あゆみ保育園職員であつて、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合同規約(以下「規約」という)に従う者をもって組織する。ただし、以下の者は組合員となることはできない。従前に組合員であつた者は以下の役職任用期間は2で定める賛助会員の扱いとする。

①教員

役員並びに教育研究評議会に参加する以下の教員：学部長、研究科長、研究所長、図書館長、共同利用教育研究施設長、評議員 等

②病院関係

役職手当が支払われる以下の職員
附属病院長、看護部長、副看護部長 等

③行政職

総務部の部長、次長、課長(同等の職位)以上の職にある者、および人事担当職

④NPO 法人あゆみ保育園

園長の職にある者

2. この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員は、各種議決権、組合役員選挙権、同被選挙権、団体交渉への参加など、労働組合法上の権利を行使することはできない。

(事務所)

第三条 組合は事務所を徳島県徳島市蔵本町2丁目五十番地および徳島市南常三島町1-1徳島大学内におく。

(支 部)

第四条 組合に支部をおく。

2 各支部は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

(職種階層別部会)

第五条 組合に職種階層別部会(以下「部会」という)をおくことができる。

2 部会は大会の議決によって設置され、規約の精神に基づき、規約の範囲内でそれぞれの部会規約その他必要な規則を定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第六条 組合は、組合員の団結および相互扶助により勤務条件を維持改善することを主たる目的とし、その経済的、社会的、政治的小および文化的地位の向上をはかり、あわせて大学における教育・研究・医療の充実発展、および大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第七条 組合は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関すること。また、職員の意に反する不利益処分に関する審査を大学当局等に対し請求すること。
- ② 学問、思想の自由、教育、研究、医療の充実発展、および大学の民主化に関し大学当局等に対し要求すること。
- ③ 組合員の共済および福利の増進に関すること。
- ④ 組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関すること。
- ⑤ 組合員のレクリエーションに関すること。
- ⑥ 機関紙を発行すること。
- ⑦ その他、組合の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組織及び機関

(機 関)

第八条 組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会、監査委員会および選挙管理委員会。

(大 会)

第九条 大会は組合の最高議決機関であつて代議員で構成する。

2 定期大会は、原則として毎年六月に中央執行委員長が招集する。
ただし、次の場合は、臨時に招集しなければならない。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員会の議決があつたとき。
- ③ 監査委員会が組合財産の状況について招集を要求したとき。
- ④ 組合員の二〇分の一以上が討議事項を示して要求したとき。

- ⑤ 二支部以上が討議事項を示して要求したとき。
- 3 大会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。
- 4 各支部は大会代議員を、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出する。
代議員数は次のように定める。

支部組合員数	代議員数
1～10	1
11～20	2
21～30	3
31～40	4
41～50	5
51～60	6
61～70	7
71～80	8
81～90	9
91～	10

代議員数の上限は一〇名とする。

具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

- 5 大会には中央執行委員会役員は出席しなければならない。中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが議決に参加することはできない。

(大会の審議事項)

第十条 次の事項は大会で審議決定しなければならない。

- ① 組合規約の制定および改廃。
- ② 組合経費の予算および決算の承認。
- ③ 争議行為の開始に関する承認。
- ④ 同盟罷業に関する事項
- ⑤ 中央執行委員会役員および監査委員の選出。
- ⑥ 組合員の上部団体役員就任の承認。
- ⑦ 他の組合、団体との連合、それへの加入およびそれからの脱退。
- ⑧ 運動方針の決定および事業報告。
- ⑨ 組合員および役員への制裁。
- ⑩ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑪ 資金の借り入れについて
- ⑫ 支部、部会の設置および廃止。
- ⑬ その他組合員を拘束する重大な事項。

(大会の成立)

第十一条 大会は代議員総数の過半数の出席で成立する。前条の第二、第三、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三号については出席代

議員の過半数の賛成で成立し、第一、第四、第九、第十号、第十一については直接無記名投票で代議員総数の過半数の賛成を必要とする。第五号は選挙細則に定める。ただし第一および組合員の二〇分の一以上の直接投票の要求があった事項に関しては、前段の手続きをしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(中央委員会)

第十二条 中央委員会は大会につぐ議決機関であって、中央委員をもって構成する。

- 2 中央委員会は、中央委員は、少なくとも毎年度一回、中央執行委員長が招集する。そのほか、中央執行委員長が以下の場合に招集する。
- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
 - ② 中央委員の五分之一以上が討議事項を示して要求したとき。
- 3 中央委員会の議長等は中央委員の互選により選出する。
- 4 中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならない。

(中央委員会の審議事項)

第十三条 中央委員会は次の事項を審議決定する。

- ① 運動方針の具体化に関する事項。
- ② 大会の議決により委任された事項。
- ③ 労働協約の締結に関する事項。
- ④ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑤ その他中央執行委員会または中央委員会が審議することを必要と認めた事項。

(中央委員の選出)

第十四条 中央委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。

委員数は次のように定める。

支部組合員数	委員数
1～20	1
21～40	2
41～60	3
61～80	4
81～	5

委員数の上限は五名とする。

- 2 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

(中央委員会の成立)

第十五条 中央委員会は中央委員の三分の二以上の出席で成立する。

- 2 議事の決定は原則として出席者の過半数の

賛成で成立する。

(中央執行委員会)

第十六条 中央執行委員会は、組合の中央執行機関であつて、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および各支部選出の中央執行委員をもって構成する。

2 中央執行委員会は大会および中央委員会の議決を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および中央委員会に責を負う。

3 中央執行委員会の会議は必要に応じて中央執行委員長が招集する。

ただし、各中央執行委員会役員は審議事項を示して中央執行委員会の会議の招集を要求することができる。

4 中央執行委員長は中央執行委員会の会議の議長となる。

5 中央執行委員会の会議においては、委員会が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。

6 中央委員は中央執行委員会の会議に参加することができる。

(中央執行委員会の審議事項)

第十七条 中央執行委員会は、次の事項を審議決定する。

① 大会および中央委員会の議決に基づき、組合の業務執行に必要な事項。

② 大会および中央委員会に提出する事項。

③ その他中央執行委員会みずからが組合の業務遂行上必要と認めた事項。

(中央執行委員会の成立)

第十八条 中央執行委員会は中央執行委員会役員の過半数の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会のもとにおく組織)

第十九条 中央執行委員会のもとに、書記局ならびに必要に応じて専門部会をおく。各部会には必要に応じて部長および部員をおく。中央執行委員会は必要のあるときは、臨時に特別専門委員会を設けることができる。

2 書記局は、書記長、書記次長および書記局員をもって構成し次の事務を行う。

① 組合経費の予算案の編成、予算の執行、決算書の作成その他会計経理に関する事。

② 組合員名簿に関する事。

③ 用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理その他庶務に関する事。

④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関する事。

⑤ その他書記局事務に関する事。

3 書記局および各部会の内部組織は、別に定める。

(監査委員会)

第二十条 監査委員会は、次の業務を行う。

① 組合の資産および会計を年一回以上監査し、中央執行委員会から決算の報告をうけ、その結果を決算報告が行われる大会に報告する。不正を発見したときは中央委員会または大会に報告する。

② 組合財産の状況について中央執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

(選挙管理委員会)

第二十一条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

① 選挙の公示に関する事。

② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関する事。

③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関する事。

④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関する事。

⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第 4 章 役 員

(役員)

第二十二条 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 一名

中央副執行委員長 一名

書記長 一名

書記次長 各支部から一名

会計 二名

支部選出中央執行委員 第二十三条4で定める人数

監査委員 二名

選挙管理委員 支部選出中央執行委員と同じ人数

2 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。

3 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 書記長は、書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。

5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。また、書記次長は支部において支部長として支部の組合活動の統轄を行う。

6 会計は、業務を分担して組合の会計事務を処理する。

7 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務を分担する。

8 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員の選挙業務を執り行う。

(役員選挙)

第二十三条 この組合の役員は大会で各役職を指定して選出される。

2 中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員は、自由に立候補した組合員の候補者の中から

全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって選出されなければならない。

- 3 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会の構成その他選挙に関する必要な規定は別に定める。
- 4 支部選出中央執行委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。
委員数は次のように定める。
組合員が五〇名以下の支部一名
組合員が五一名以上一〇〇名以下の支部二名
組合員が一〇一名以上の支部三名
また、中央執行委員長が必要と認めた者を、中央執行委員として加えることができる。
- 5 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。
- 6 任期途中で役員が転出又は退職した場合は、中央執行委員会の推薦により中央委員会の承認を得ることで後任役員を選出する。

(役員任期及び兼任)

- 第二十四条 役員任期は一カ年とする。ただし重任をさまたげない。
任期途中の役員が転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され就任した役員任期は、前任者の残りの期間とする。
- 2 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
 - 3 役員は他の役員の地位を兼ねることができない。

(専従役員)

- 第二十五条 中央執行委員会は第二十二条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(特別執行委員)

- 第二十六条 この組合に、特別執行委員を若干名おくことができる。
- 2 特別執行委員は、中央執行委員会の推薦をえて、組合が加入する上部団体役員に選出された者であって、第二十三条第2項の手続きによって中央執行委員に選出されていない組合員のうち、上部団体の役員が就任が大会で承認された者とする。
 - 3 特別執行委員は、必要に応じて中央執行委員会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。また、特別執行委員の出席の有無は、中央執行委員会の成立要件にはかかわらない。
 - 4 特別執行委員の任期は、当該上部団体の役員任期によるものとする。

(組合職員)

- 第二十七条 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。

- 2 組合職員は、書記長の指示により業務に従事する。

第5章 会計

(経費)

- 第二十八条 この組合の経費は、組合費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 この組合の予算および会計経理について、必要な手続は別に細則で定める。
 - 3 組合費は別規約に定める。
 - 4 寄付金の授受は中央委員会または大会の承認を要する。
- 第二十九条 この組合の会計年度は毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。年一回、定期大会には組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明を付して、会計報告を行わなければならない。

第6章 組合員

(加入及び脱退)

- 第三十条 この組合に加入しようとする者は、原則として支部を経由して中央執行委員会に加入申込書を提出し組合員名簿に登録されなければならない。ただし、特別の場合は加入申込書を直接中央執行委員会に提出することができる。
- 2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、中央執行委員会に届けなければならない。
 - 3 大会の議決により除名された者は、大会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復できる。
 - 4 この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を得て、賛助会員として受け入れることができる。ただし、賛助会員は、組合員としての権利を付与されない。

(専従役員組合員)

- 第三十一条 組合員でないものが第二十二条の役員に立候補しようとするときは、選挙管理委員会に届出て承認をうけなければならない。

(組合員の権利及び義務)

- 第三十二条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、及び均等の取扱いを受ける権利を有する。
- 2 組合員は、以下の権利を有する。
 - ① 各自平等に役員および中央委員を選挙し、またこれらについて選挙されて就任すること。
 - ② 大会、中央委員会、中央執行委員会および選挙管理委員会等に自由に意見を申し出ること。
 - ③ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を要求すること。
 - ④ 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
 - ⑤ 組合活動によって不利益を受けたときは、

救援を受けること。

⑥ 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によってその資格を奪われないこと。

3 組合員は、以下の義務を有する。

① 大会、中央委員会および中央執行委員会の議決に従うこと。

② 大会で定める組合費その他の費用を納入すること。

(制 裁)

第三十三条 組合員であって、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合員の名誉を汚した者は大会の議決により、権利の停止、または除名される。

2 役員であって不適任と認められる者は、大会の議決によって解任される。

3 前二項の場合、大会は、書面による請求にもとづき大会が指名する査問委員会または中央執行委員会に、事実の調査と制裁を提案させる。また大会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを議決してはならない。

4 第一、第二項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。

ただし、除名にあつては、組合員の五分の一以上の者がその措置を不当と認め請求したときは、大会において再審議する。

5 組合員であって一年以上組合費を滞納した者は完全資格組合員と認めず組合員としての権利を停止される。

滞納組合費を完納したときは、権利を回復する。

第 7 章 解 散

(解 散)

第三十四条 組合を解散しようとする場合は、全組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の同意によらなければならない。

第 8 章 雑 則

(規約の改正)

第三十五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二〇分の一以上の連署によって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

(細 則)

第三十六条 中央委員会は、規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(組織財産の継承)

第三十七条 本組合は、二〇〇四年三月三十一日までの職員団体としての「徳島大学教職員組合」の組織および財産すべてを受け継ぐものとし、その内容に関しては細則に定める。

附則 規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。この規約は二〇〇九年七月十八日に一部改正し、二〇〇九年七月十八日より施行する。この規約は二〇一二年六月三〇日に一部改正し、二〇一二年六月三〇日より施行する。この規約は二〇一三年六月二九日に一部改正し、二〇一三年七月一日より施行する。この規約は二〇一六年七月二日に一部改正し、二〇一六年七月二日より施行する。この規約は二〇二二年七月二日に一部改正し、二〇二二年七月二日より施行する。

徳島大学教職員労働組合 組合費規約

第一条 本規約は徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という）組合員の組合費を定めるものである。

第二条 組合員とは、徳島大学職員等および NPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合規約（以下「規約」という）に従う者をいう。

2 また、この組合の趣旨に賛同する者を、中央

執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員の会費については、組合員と同様に取り扱うこととする。

（組合費）

第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
教員（特任教員・特任研究員を含む）	2,000 円		
事務職員・技術職員・技能職員	800 円	1,600 円	2,000 円
看護師	1,000 円	1,700 円	2,000 円
パート職員（短時間勤務の再雇用職員を含む）	600 円		
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	1,000 円		
任期付医療技術職員	1,000 円		
非常勤講師	200 円		
個別契約	応談（600～2,000 円）		

時短勤務期間中の組合費

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
事務職員・技術職員・技能職員	500 円	1,000 円	1,200 円
看護師	600 円	1,000 円	1,200 円
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	600 円		
任期付医療技術職員	600 円		
個別契約	応談（500～1,200 円）		

2 ただし育児休業、介護休業を取得する、有期雇用職員が年 10 日を超える病気休暇を取得す

るなどして1月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。その際、無給となる期間

が 30 日以上 60 日未満の場合は 1 月分を、60 日以上 90 日未満の場合は 2 月分を免除し、以下同様に算定することとする。

(制裁)

第四条 組合員であつて、第三条 2 に定める事情を除き、1 年以上組合費を滞納した者は組合員としての権利を停止される。ただし、滞納組合費の納入を開始したときは、権利を回復できる。(規約の改正)

第五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二十分の一以上の連署によって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなけ

ればならない。

3 改正の議決は大会参加者の三分の二以上の賛成を以て行う。

附則 本規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。(二〇一〇年六月二十六日 一部改正。2012 年 6 月 30 日一部改正、2012 年 1 月 1 日より施行。2013 年 6 月 29 日一部改正、2013 年 7 月 1 日より施行。2014 年 6 月 28 日一部改正、7 月 1 日より施行。) 2019 年 6 月 29 日一部改正、7 月 1 日より施行。2022 年 7 月 2 日一部改正、7 月 2 日より施行。

徳島大学教職員労働組合役員選出規定

第 1 章 総 則

第 1 条 徳島大学教職員労働組合規約（以下単に規約と言う）第 22 条および第 23 条に基づき、本規定を定める。

第 2 条 本規定は組合役員（中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員）の選挙もしくは選出、決定について適用する。

第 2 章 組合役員選挙

第 3 条 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙監理委員の選出は、規約第 23 条に基づき、全組合員の直接無記名の投票により行なう。ただし、選挙管理委員会が必要と認めた場合のみ、電子メール等による投票を行うことができる。

第 4 条 選挙に関わる業務は選挙管理委員が行なう。

2. 選挙管理委員会は、第 3 条に規定さ

れた選挙によって選出された選挙管理委員で構成する。

3. 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

第 5 条 選挙管理委員会は委員長がこれを召集し、その運営は規約 21 条に準拠する。

第 6 条 選挙管理委員会は、規約第 21 条に規定された次の業務を行なう。

(1)選挙公示に関すること。

(2)立候補の受理、審査および候補者氏名の発表に関すること。

(3)投票および開票の管理ならびに立会人を指定すること。

(4)投票の有効、無効および当選者の発表に関すること。

(5)その他、選挙管理に必要な事項。

第 7 条 選挙の公示は投票開始日の 14 日前までに行なう。

第 8 条 立候補者を推薦するときは、本人の承認を得て、決められた推薦立候補届

に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第9条 選挙に立候補する組合員は、決められた立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 推薦立候補者および立候補者の数が各役員の定数を越えたときは、定員1名のものは単記で、定員2名以上のものについては2名以上の連記で投票する。

第11条 選挙および信任投票は組合員の有権者総数の3分の2以上が投票することのより成立する。

2. 選挙および信任投票が成立しない場

合は、改めて投票のやりなおしを行なう。

第12条 選挙の当選者は、有効投票の多数を得たものから順次決定する。投票同数の場合は、そのものについて決戦投票を行なう。

第13条 信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

第3章 中央執行委員の選出

第14条 中央執行委員の選出は、規約第23条4項の規定にしたがって支部ごとに行ない、大会において承認を求めるものとする。

徳島大学教職員労働組合出張費規定

1. 徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という。）が支給する出張費について以下の通り規定する。

1) 遠隔地出張費 組合が加盟あるいは連携している団体（全大教、同四国地区連絡会、医労連、教職員共済生協等）の会議、集会、共同行動等に参加するため、組合員が遠隔地へ出張するための費用。

2) 市内近郊出張費 組合員が徳島市内（通常の勤務地区以外の場に限る。）および近郊で開催される組合または徳島労連の会議、集会、大学側との交渉等に参加するための費用。ただし徳島大学常三島地区・新蔵地区間など徒歩圏内の移動は対象外とする。

なお、「遠隔地」か「近郊」かの判断は、その都度中央執行委員会が行う。

2. 出張費の支給額については以下の通りとする。

1) 遠隔地出張費は、往復交通費、現地交通費、

宿泊費および日当の合計額とする。

2) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。ただし、日当を支給することができる。

3) 往復交通費は、鉄道（片道50kmを超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の70%を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。

4) 現地交通費は1日につき2,000円とする。

5) 宿泊費は1泊9,000円とする。

6) 日当は1日3,000円、半日1,500円とする。

ただし出張先での実質拘束時間が2時間超6時間以下の場合半日分を、同じく6時間

- 超 10 時間以下の場合 1 日分を支給し、以下同様に算定することとする。
- 7) 市内近郊交通費は 1 日につき一律 800 円とする。ただし、実額が 800 円を超えるときは、実額を支給することができる。
- 8) 乗用車を利用する場合は、3) にしたがって鉄道運賃またはバス運賃の実額を支給する。
3. 出張費の管理は中央執行委員会が行う。
4. 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。

5. 会議や集会等にもなう懇親会の会費は基本的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。

附則：この規定は 1996 年 6 月より施行する。2009 年 7 月 18 日に一部改正し、2009 年 3 月 25 日より施行する。2012 年 6 月 30 日に一部改正し、2012 年 1 月 1 日より施行する。2014 年 6 月 28 日に一部改正し、2014 年 7 月 1 日より施行する。

徳島大学教職員労働組合慶弔規定

1. 組合員の慶弔事に当たっては次の各号を基準として支出を行う
- A：慶事
- | | |
|----------------|----------|
| 1) 本人の結婚 | 10,000 円 |
| 2) 本人および配偶者の出産 | 5,000 円 |
- B：弔事
- | | |
|--------------|----------|
| 1) 本人の死亡 | 20,000 円 |
| 2) 配偶者の死亡 | 10,000 円 |
| 3) 一親等の親族の死亡 | 5,000 円 |
- C：病気（事故を含む）
- 21 日以上勤務できない場合または 7 日以上の入院
- | | |
|--|---------|
| | 5,000 円 |
|--|---------|
- D：転退職
- | | |
|-----------------------|----------|
| 1) 定年退職（早期退職制度利用者を含む） | 10,000 円 |
| 2) 上記以外の転退職 | 5,000 円 |
- E：上記以外の不慮の災害など
- | | |
|--|--------|
| | 1 万円以内 |
|--|--------|
- で四役が決定

2. 支出の管理は中央執行委員会が担当する。上記の支出に際しては記録帳簿を作成するものとし、領収書の添付は原則として求めない。
3. この規定は 1996 年 6 月より実施する。

（1996 年 6 月 15 日の徳島大学教職員組合第 39 回大会で確認）

（2015 年 7 月 4 日の徳島大学教職員労働組合第 12 回定期大会において一部改正し、2015 年 3 月 18 日より施行する。）